

津 市 公 報	第 76 号 平成21年2月20日
目 次	
規 則	
津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則	
告 示	
市民歌の制定	
特定工程及び特定工程後の工程の指定	
道路の区域変更	
道路の供用開始	
公示送達	
公示送達	
国民健康保険被保険者証の無効	
市議会臨時会の招集	
公 告	
農業振興地域整備計画の変更	
犬の抑留	
開発行為に関する工事の完了	
犬の抑留	
開発行為に関する工事の完了	
開発行為に関する工事の完了	
犬の抑留	
農用地利用集積計画	
三重短期大学規程	
三重短期大学学則等の一部を改正する規程	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 21 年 2 月 13 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 4 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則
第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 21 号を第 30 号とし、第 20 号を第 28 号とし、同号の次に次
の 1 号を加える。

(20) 津市安濃中央総合公園内ゲートボール場

第 2 条中第 19 号を第 27 号とし、第 18 号を第 26 号とし、第 17 号を第
21 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(22) 津市安濃中央総合公園内野球場

(23) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド

(24) 津市安濃グラウンド

(25) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート

第 2 条中第 16 号を第 20 号とし、第 12 号から第 15 号までを 4 号ずつ繰
り下げ、第 11 号を第 13 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(14) 津市安濃テニスコート

(15) 津市安濃中央総合公園内テニスコート

第 2 条中第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 10 号とし、同号の次に次の
1 号を加える。

(11) 津市安濃中央総合公園内体育館（トレーニングルーム及び控室を除く。）

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号
を加える。

(7) 津市榊原自然の森内テニス場

第 4 条第 11 号中「第 2 条第 16 号」を「第 2 条第 20 号」に改め、同号を
同条第 12 号とし、同条第 10 号中「第 2 条第 12 号及び第 13 号」を「第 2
条第 16 号及び第 17 号」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 9 号中「

第2条第10号、第14号、第15号、第19号、第20号及び第21号」を「第2条第11号、第12号、第14号、第15号、第18号、第19号、第22号から第25号まで及び第27号から第30号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第2条第9号、第11号、第17号及び第18号」を「第2条第10号、第13号、第21号及び第26号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第2条第7号に掲げる施設 使用予定日の属する月の1月前の日から当該使用予定日の3日前まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(津市榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 津市榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第139号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 テニス場の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

(津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第12号を第19号とし、第11号を第18号とし、第10号を第17号とし、第9号を第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

(13) 津市安濃中央総合公園内野球場

(14) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド

(15) 津市安濃グラウンド

(16) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート

第4条第2項中第8号を第11号とし、第4号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 津市安濃テニスコート

(6) 津市安濃中央総合公園内テニスコート

第4条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 津市安濃中央総合公園内体育館（トレーニングルーム及び控室を除く。）

第4条第2項に次の1号を加える。

(20) 津市安濃中央総合公園内ゲートボール場

津市告示第 22 号

本市の津市民歌を次のとおり定める。

平成 21 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

別紙のとおり

津市民歌「このまちが好きさ」

作詞・作曲／村田幸一 補作詞／津市民歌を考える懇話会

♩ = 106

intro F

Gm Bb C7 F

F (1) そし てぼくはおとなになっ て この まちにもどってきた

C Gm Bb C7 F

よ かい さつをぬ けると なつかしいに おいがし た

F

せか いいちみじかいなまえ の こ の えきのまわり
たらしい みなとに は ひこ うじょうへとむかうふ

C Gm Bb C7 F

は ん むか し とはずいぶんかわって し まった け ど
ね さん ばしをあるくと みらいへの ゆ めがふ く らむ

Bb Bbm F

しょうてんが い の アーケード から フェニックス どおり
ふ き わたる か ぜがつなぐ まつりの にぎわい

D7 Gm GmM7 Gm7

へに たくさんの おもいで と えがおが あふれて
たくさんの ふれあい と えがおが あふれて

C7 F

る このまち でう ま れい このまち でそだっ
このまち にで あ い このまち でくら

Gm Bb Gm7 C7 F 1. C7

たす やっぱりぼ くは こ のまちがす き さ (2) あ

2. C7 (間奏) F

C Gm Bb C7 F

Bb Bbm F

いつの ひにも あたたかく つつんでく れ

D7 Gm GmM7 Gm7

る こ のふるさと み んなの やさしさがす き

C7 F

さ このまち にで あ い このまち でくら

Gm Bb Gm7 C7 F D7

す やっぱりぼ くは こ のまちがす き さ

Bb Gm7 C7 F (後奏)

やっぱりぼ くはこ のまちが す き さ

Gm Bb C7

F

津市民歌「このまちが好きさ」

作詞・作曲 村田 幸一

補作詞 津市民歌を考える懇話会

(1)

そして僕は大人になって
このまちに^{もど}戻ってきたよ
改札を抜けると懐かしい匂い^{にお}がした

世界一短^ない名前の この駅^{えき}の周り^{まわ}は
昔^{むかし}とはずいぶん^か変わってしまったけど

商店街^{しょうてんがい}のアーケードからフェニックス^{どお}通りへ
たくさんの思い出^{おも}と笑顔^{で えがお}が溢^{あふ}れてる

このまちで^う生まれ このまちで^{そだ}育った
やっぱり僕は^{ぼく} このまちが^す好きさ

(2)

新^{あた}しい港^{みなと}には 飛行場^{ひこうじょう}へと向かう船^{む ふね}
栈橋^{さんばし}を歩くと未来^{ある みらい}への夢^{ゆめ}がふくらむ

吹きわたる^ふ 風^{かぜ}が^{まつ}つなぐ 祭りのにぎわいに
たくさんのふれあいと笑顔^{えがお}が溢^{あふ}れてる

このまちに出^で会^あい このまちで暮^くらす
やっぱり僕は^{ぼく} このまちが^す好きさ

いつの日^ひにも 温^{あたた}かく包^{つつ}んでくれる
この故郷^{ふるさと} みんなの優^{やさ}しさが^す好きさ

このまちに出^で会^あい このまちで暮^くらす
やっぱり僕は^{ぼく} このまちが^す好きさ
やっぱり僕は^{ぼく} このまちが^す好きさ

津市告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物（平成18年1月1日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

平成21年2月2日

津市長 松田直久

- 1 中間検査を行う区域
本市の区域全域
- 2 中間検査を行う期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までの用途に供する新築の建築物で、同表（ろ）欄又は（は）欄に該当する規模のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主 要 な 構 造		特 定 工 程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

（注）2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

法第 27 条第 1 項ただし書の適用を受ける木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

津市告示第 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1 1 1 6 白塚町第 1 5 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白塚町 4612 番 3 地先から 津市白塚町 4612 番 3 地先まで	旧	3. 8～4. 7	13. 0
津市白塚町 4612 番 3 地先から 津市白塚町 4612 番 3 地先まで	新	3. 8～4. 7	13. 0
津市白塚町 4612 番 3 地先から 津市白塚町 4612 番 3 地先まで	新	4. 0～6. 0	15. 0

津市告示第 2 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 1 1 6	白塚町第 1 5 号線	津市白塚町 4612 番 3 地 先から	平成 21 年 2 月 2 日
		津市白塚町 4612 番 3 地 先まで	

津市告示第 26 号

下記の者の平成 17 年度市民税・県民税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 21 年 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 17 年度市民税・県民税税督促状

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 27 号

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 21 年 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		配当計算書（謄本） 充当通知書

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 28 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 21 年 2 月 4 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 1 4 4 6 5 2	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 13 日
9 2 0 9 2 5 3	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 19 日
9 2 0 8 9 6 8	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 29 日

津市告示第 29 号

平成 21 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 2 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 21 年 2 月 16 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 津市特別会計条例の一部改正
- (2) 平成 20 年度津市定額給付金給付等事業特別会計予算
- (3) 津市議会会議規則の一部改正
- (4) 議会運営委員の選任
- (5) 常任委員の選任

津市公告第 16 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 21 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成 21 年 2 月 2 日から平成 21 年 3 月 4 日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

農林水産部農林水産政策課（津市西丸之内 23 番 1 号）

久居総合支所産業環境課（津市久居東鷹跡町 246 番地）

河芸総合支所産業環境課（津市河芸町浜田 808 番地）

芸濃総合支所産業環境課（津市芸濃町棕本 6141 番地 1）

美里総合支所産業環境課（津市美里町三郷 48 番地 1）

安濃総合支所産業環境課（津市安濃町川西 1310 番地 1）

香良洲総合支所産業環境課（津市香良洲町 1878 番地）

一志総合支所産業環境課（津市一志町田尻 593 番地 2）

白山総合支所産業環境課（津市白山町川口 892 番地）

美杉総合支所産業環境課（津市美杉町八知 5828 番地 1）

3 意見書の提出方法及び提出先

意見は書面によるものとし、次の提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより受け付けます。

(提出先)

農林水産部農林水産政策課

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

メールアドレス 229-3171@city.tsu.lg.jp

4 異議の申立て方法及び申立て先

申立ては書面によるものとし、意見書の提出先に直接持参するか郵送してください。様式は任意としますが、異議申立ての手続きについては行政不服審査法の異議申立てに関する規定を準用します。

津市公告第 18 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 2 月 5 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 21 年 2 月 3 日

2 抑留期間 平成 21 年 2 月 10 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 森町	マルチーズ	白	メス	小	9 1 日 以上	首輪（スヌー ピー柄）リー ド付 乳腺腫瘍有り

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 2 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 21 年 1 月 19 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市安東町字東園 196-3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市二見町西 1017-363
小原田 瑞、小原田 基行

津市公告第 20 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 2 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 21 年 2 月 5 日

2 抑留期間 平成 21 年 2 月 13 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 城山	R・レト リバー	ベージュ ユ	オス	大	9 1 日 以上	首輪なし 青×紺色のボ ーダーシャツ 着用

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 2 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 1 年 2 月 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市長岡町字小黑 8 0 0 － 4 4 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市丸之内 9 － 1 8
三交不動産株式会社
取締役社長 中山 良徳

津市公告第 22 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 2 月 12 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 21 年 2 月 3 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居明神町字風早 2186－6、2188－3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8－8

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

津市公告第 23 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 2 月 12 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 21 年 2 月 9 日

2 抑留期間 平成 21 年 2 月 17 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 神戸	雑種	茶	オス	中	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

三重短期大学学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 2 月 6 日

三重短期大学学長 上 野 達 彦

三重短期大学規程第 1 号

三重短期大学学則の一部を改正する規程

三重短期大学学則（平成 18 年三重短期大学規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 3 号エただし書を次のように改める。

ただし、専修第 1 分野及び専修第 2 分野のいずれか一方の分野は、16 単位を超えて修得することはできない。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係） 法経科第 1 部授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語 I		2	いずれか 1 科目を選択必修とする。
		独語 I		2	
		仏語 I		2	
		中国語 I		2	
	専修基礎	法学入門		2	いずれか 1 科目を選択必修とする。
		経済入門		2	
共通科目	共通 A	体育講義		2	共通 A 及び共通 B からそれぞれ 2 科目 4 単位以上を、共通 C 及び必修以外の語学基礎を含めて 12 単位以上を修得すること。
		体育実技		1	
		数理科学		2	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		情報と科学		2	
		情報と社会		2	
		心理学		2	
		環境論		2	
	共通 B	教育の基礎理論		2	
		発達と学習		2	
		差別と人権		2	
		女性学		2	
		歴史学		2	
		地理学（地誌を含む。）		2	
		哲学		2	
		文学 I		2	
		文学 II		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	

専修科目		総合英語		2	
		独語Ⅱ		2	
		仏語Ⅱ		2	
		中国語Ⅱ		2	
	共通C	総合科目		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		日本語・日本文化論		2	
	実習	情報処理実習Ⅰ		1	
		情報処理実習Ⅱ		1	
	法経共通	社会科学のための近現代史		2	2科目4単位以上を修得すること。
		統計学		2	
		社会思想史		2	
		社会調査論		2	
	専修第1分野	日本国憲法		4	専修第1分野及び専修第2分野のいずれかの分野から34単位以上を、他の分野から2科目8単位以上を、合計42単位以上を修得すること。
		財産法Ⅰ		4	
		財産法Ⅱ		2	
		財産法Ⅲ		2	
		刑法		4	
		行政法		4	
		労働法		4	
		家族法		4	
		法哲学		4	
		民事訴訟法		4	
		刑事訴訟法		4	
		紛争解決と法		4	
		行政学		4	
		地域政策論Ⅰ		2	
		地域政策論Ⅱ		2	
		都市論		2	

		政治学原論		4
		社会福祉論		2
		法学基礎演習		2
		商法Ⅰ		4
		商法Ⅱ		4
		刑事政策		2
		社会保障法		2
		国際法		4
		比較憲法		2
		税法		2
		環境法		2
		消費者法		2
		法制史		2
		法社会学		2
		地方自治法		2
		地方政治論		4
		政治史（政治過程論を含む。）		2
		政治思想史		2
		国際関係論		2
		都市計画論		2
		生涯学習論		2
		法学特殊講義		4
		行政特殊講義		4
	専修第2分野	経済原論		4
		経済史		4
		経済政策		4
		金融論		4
		財政学		4
		経営学		4
		マーケティング論		4
		簿記原理		4

		会計学		4	
		日本経済論		2	
		国際経済論		2	
		計量経済学		2	
		証券論		2	
		地方財政論		2	
		経済学史		2	
		環境経済論		2	
		産業経済論		2	
		経営情報論		2	
		経営財務論		2	
		経営組織論		2	
		企業論		2	
		管理会計論		2	
		税務会計論		2	
		工業簿記および原価計算		2	
		経済学特殊講義		4	
		経営特殊講義		4	
	演習	演習	4		
教 職 科 目	教職に関する専門科目	教師論		2	
		教育の基礎理論		2	
		発達と学習		2	
		社会科教育法（教育方法を含む。）		2	
		道徳教育の研究		2	
		教育実習Ⅰ		2	
		教育実習Ⅱ		2	
		事前・事後の指導		1	
		特別活動指導論		2	
		教育相談（カウンセリングを含む。）		2	

		生徒指導論（進路指導を含む。）		2
		教職演習		2

別表第 2（第 6 条関係） 法経科第 2 部授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語 I		2	いずれか 1 科目を選択必修とする。
		独語 I		2	
		仏語 I		2	
		中国語 I		2	
共通科目	共通 A	体育講義		2	共通 A 及び共通 B からそれぞれ 1 科目 2 単位以上を、共通 C 及び必修以外の語学基礎を含めて 12 単位以上を修得すること。
		体育実技		1	
		数理科学		2	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		情報と科学		2	
		情報と社会		2	
		心理学		2	
		環境論		2	
	共通 B	教育の基礎理論		2	
		発達と学習		2	
		差別と人権		2	
		女性学		2	
		歴史学		2	
		地理学（地誌を含む。）		2	
		哲学		2	
		文学 I		2	
		文学 II		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	
		総合英語		2	
		独語 II		2	

専修科目	共通C	仏語Ⅱ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		総合科目		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		情報処理実習Ⅰ		1	
		情報処理実習Ⅱ		1	
	法律分野	日本国憲法		4	法律分野、経商分野及び行政分野からそれぞれ2科目8単位以上、合計46単位以上を修得すること。
		財産法Ⅰ		4	
		刑法		4	
		行政法		4	
		労働法		4	
		家族法		4	
		商法Ⅰ		4	
		国際法		4	
		法哲学		4	
		税法		2	
		紛争解決と法		4	
		現代社会と法		4	
		社会科学のための近現代史		2	
		法学特殊講義		4	
	経商分野	経済原論		4	
		経済史		4	
		経済政策		4	
		金融論		4	
		財政学		4	
		日本経済論		2	
		国際経済論		2	
		計量経済学		2	
		地方財政論		2	
		経営学		4	

		経営組織論		2	
		マーケティング論		4	
		簿記原理		4	
		会計学		4	
		統計学		2	
		現代社会と経済		4	
		経済学特殊講義		4	
		経営特殊講義		4	
	行政分野	行政学		4	
		地域政策論Ⅰ		2	
		地域政策論Ⅱ		2	
		都市論		2	
		政治学原論		4	
		地方政治論		4	
		社会福祉論		2	
		社会福祉各論		2	
		都市計画論		2	
		消費者法		2	
		現代社会と行政		4	
		行政特殊講義		4	
	演習	社会科学演習	4		

別表第 3（第 6 条関係） 生活科学科授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基礎科目	語学基礎	英語 I		2	いずれか 1 科目を選択必修とする。
		独語 I		2	
		仏語 I		2	
		中国語 I		2	
	専修基礎	生活科学概論	2		
共通科目	共通 A	体育講義		2	共通 A 及び共通 B からそれぞれ 2 科目 4 単位以上を、共通 C 及び必修以外の語学基礎を含めて 12 単位以上を修得すること。
		体育実技		1	
		数理科学		2	
		生命科学		2	
		自然と科学		2	
		情報と科学		2	
		情報と社会		2	
		心理学		2	
		環境論		2	
	共通 B	教育の基礎理論		2	
		発達と学習		2	
		差別と人権		2	
		女性学		2	
		歴史学		2	
		地理学（地誌を含む。）		2	
		哲学		2	
		文学 I		2	
		文学 II		2	
		美学		2	
		比較文化論		2	
		英会話		2	
		英語講読		2	
		総合英語		2	

専修科目	共通C	独語Ⅱ		2	
		仏語Ⅱ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		総合科目		2	
		地域史		2	
		自治体行政特論		2	
		日本語・日本文化論		2	
	実習	情報処理実習Ⅰ		1	
		情報処理実習Ⅱ		1	
	生活基礎	住生活論		2	生活基礎から合計4科目8単位以上を修得すること。社会保障論、社会心理学は食物栄養学専攻のみ。被服学実習、調理学、調理学実習は生活科学専攻のみ。
		社会学		2	
		社会調査論		2	
		ヘルスカウンセリング論		2	
		生活文化論		2	
		化学		2	
		統計学		2	
		日本国憲法Ⅰ		2	
		日本国憲法Ⅱ		2	
		家族法		2	
		都市論		2	
		地域政策論Ⅰ		2	
		地域政策論Ⅱ		2	
		行政学		4	
		国際関係論		2	
		日本経済論		2	
		生活経営（生活経済学を含む。）		2	
		被服学		2	
		社会保障論		2	
		社会心理学		2	

食物栄養学 専攻	被服学実習		4	
	調理学		2	
	調理学実習		2	
	公衆衛生学	2		食物栄養学専攻から必修科目20科目を含め、合計40単位以上を修得すること。 栄養士免許を得ようとする者については、選択科目のうち、次に掲げる授業科目を必修とする。 社会福祉論、解剖生理学、解剖生理学実験、病理学、生化学実験、食品衛生学実験、微生物学実験、食品衛生学実験、臨床栄養学実習、栄養教育論Ⅱ、栄養教育論実習Ⅰ、栄養教育論実習Ⅱ、給食計画実務論、給食運営総合指導、給食計画実務論実習Ⅰ、給食計画実務論実習Ⅱ、校外実習事前事後指導
	健康管理概論	2		
	社会福祉論		2	
	解剖生理学		2	
	解剖生理学実験		1	
	運動保健学	2		
	病理学		2	
	生化学	2		
	生化学実験		1	
	食品学	2		
	食品の機能	2		
	食品学実験	1		
	食品加工学	2		
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験		1	
	微生物学		2	
	食生活論	2		
	栄養学	2		
	ライフステージ栄養学	2		
	栄養学実験		1	
	臨床栄養学	2		
	臨床栄養学実習		1	
	臨床医学概論	4		
	栄養教育論Ⅰ	2		
	栄養教育論Ⅱ		2	
	栄養教育論実習Ⅰ		1	
	栄養教育論実習Ⅱ		1	
	公衆栄養学	2		

生活科学専攻 専修第1分野	給食計画実務論		2	
	給食運営総合指導		1	
	給食計画実務論実習Ⅰ		1	
	給食計画実務論実習Ⅱ		1	
	校外実習事前事後指導		1	
	食品の流通	2		
	調理学	2		
	調理学実習Ⅰ	2		
	調理学実習Ⅱ	1		
	特別演習		4	
	福祉心理基礎演習		2	専修第1分野及び専修第2分野から36単位以上を修得すること。ただし、専修第1分野及び専修第2分野のいずれか一方の分野は、16単位を超えて修得することはできない。
	社会福祉論Ⅰ		2	
	老人福祉論		4	
	障害者福祉論		2	
	児童福祉論		2	
	社会保障論Ⅰ		2	
	公的扶助論		2	
	地域福祉論Ⅰ		2	
	社会福祉援助技術論Ⅰ		2	
	医学知識		2	
	介護概論		2	
	社会福祉発達史		2	
	生活の福祉と心理		2	
	心理学概論		2	
	発達心理学		2	
	社会心理学		2	
	行動の理論		2	
	認知の科学		2	

		カウンセリング論		2
		家族関係学		2
		人間関係論		2
		心理学基礎実験		2
		心理学研究法		2
		くらしと生命		2
		人間形成論		2
		保育学（実習を含む。）		2
		子どもの健康		2
		子どもの栄養		2
		福祉心理特殊講義		2
	生活科学専攻 専修第2分野	インテリアデザイン		2
		ベーシックデザイン		2
		設計基礎論（CADを含む。）		2
		居住構造学		2
		居住福祉論		2
		居住政策論		2
		住生活設計Ⅰ		2
		住生活設計Ⅱ		2
		居住計画論		2
		居住設備学		2
		構造計画基礎		2
		居住施工測量		2
		住環境計画		2
		都市計画論		2
		生活環境論		2
		地域環境学		2
		地域設計Ⅰ		2

		地域設計Ⅱ		2	
	演習	演習	4		
教 職 科 目	教科に関する専門科目	食品学＊1		2	＊1印の科目は生活科学専攻のみ。 ＊2印の科目は食物栄養学専攻のみ。
		栄養学＊1		2	
	教職に関する専門科目	教師論		2	
		教育の基礎理論		2	
		発達と学習		2	
		家庭科教育法（教育方法を含む）＊1		2	
		道徳教育の研究		2	
		教育実習Ⅰ＊1		2	
		教育実習Ⅱ＊1		2	
		事前・事後の指導		1	
		特別活動指導論		2	
		教育相談（カウンセリングを含む。）		2	
		生徒指導論（進路指導を含む。）＊1		2	
		教職演習		2	
		学校栄養指導論＊2		2	
		栄養教育実習＊2		1	
		教育方法論＊2		1	
		生徒指導論＊2		1	
	社会福祉士基礎資格に関する専門科目	社会保障論Ⅱ		2	
		社会福祉論Ⅱ		2	
		地域福祉論Ⅱ		2	
		社会福祉援助技術論Ⅱ		4	
		社会福祉援助技術演習Ⅰ		4	

社会福祉士 発展科目		社会福祉援助技術 演習Ⅱ		4	
		社会福祉援助技術 演習Ⅲ		2	
		社会福祉援助技術 現場実習Ⅰ		3	
		社会福祉援助技術 現場実習Ⅱ		3	
		社会福祉援助技術 現場実習指導Ⅰ		3	
		社会福祉援助技術 現場実習指導Ⅱ		3	
		相談援助の基礎と 専門職論		4	
		福祉行財政論		2	
		社会福祉運営管理 論		2	
		保健医療制度論		2	
		権利擁護と成年後 見制度論		2	
資格取得 支援科目	建築士指定 科目	建築製図基礎		2	
		居住構造防災学		2	
		建築史概論		2	
		建築環境学		2	
		構造力学Ⅰ		2	
		構造力学Ⅱ		2	
		建築構法		2	
		建築材料学		2	
		建築生産		2	
		まちづくり設計Ⅰ		1	
		まちづくり設計Ⅱ		1	

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。